

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年1月30日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課会計管理官

平下 一三

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 13

○ 第12号

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量 トナーカート  
リッジ外50件(単価契約) 一式  
(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

- (5) 納入場所 防衛省（市ヶ谷地区、市ヶ谷曙橋ビル、目黒地区）
- (6) 入札方法 入札金額は当省が掲示する発注予定品目のそれぞれに対する入札単価を明記することとし、落札の決定は、当該入札単価に発注予定数量を乗じた総価で行う。（契約は各入札単価による単価契約とする。）なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調

達システムによりがたい場合は、紙による入札書等の提出も可とする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 調達ポータルURL及び問い合わせ

先 <https://www.p-portal.go.jp/>

〒162-8801 東京都新宿区市  
谷本村町5-1 防衛省大臣官房会計  
課契約係 中島 電話03-3268  
-3111 内線20824

(2) 紙入札方式による入札書の提出場所、  
契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(1)の問い合わせ先に同じ。

(3) 入札説明書の交付方法 本公告の日か

ら上記3(1)の交付場所にて交付する。

(4) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限 令和8年3月25日18時00分

(5) 電子調達システムによる入札書の受領期限 令和8年3月26日9時00分

(6) 紙入札方式による入札書の受領期限  
郵送による場合は、令和8年3月24日。

ただし、入札書を持参する場合は、開札の日時までとする。

(7) 開札の日時及び場所 令和8年3月26日11時00分 防衛省市ヶ谷庁舎E-2棟3階入札室

#### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 電子調達シ

システムにより参加を希望する者は、上記  
3(4)に示す受領期限までに入札書類  
データ(証明書等)を上記3(1)に示す場  
所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加  
資格のない者のした入札及び入札に関す  
る条件に反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計  
令第79条の規定に基づいて作成された  
予定価格の制限の範囲内で最低価格を  
もって有効な入札を行った入札者を落札  
者とする。

(7) 契約締結日までに令和8年度予算  
(暫定予算を含む。)が成立しなかった  
場合は、契約締結日は本予算が成立した  
日以降とする。また、暫定予算となった  
場合、全体の契約期間に対する暫定予算  
の期間分のみ契約とする場合がある。

(8) 手続における交渉の有無 無。

(9) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kazumi Hirashita, Special Officer for Accounts, Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense.

The successful bid and contract conclusion for this tender will be the contract is subject to the condition that the FY2026 budget for this fiscal year is approved and a budget announcement is made.

(2) Classification of the products to be procured: 26

(3) Nature and quantity of the products to be purchased: Toner Cartridge and 50 others 1 set

(4) Performance period: From The date of contract signing until 31 March 2027

Delivery place: Ministry of Defense

(Ichigaya area, Ichigaya akebonobashi building, Meguro area).

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade A, B or C "Sale" in

the Kanto and Koushinetsu area  
interms of the qualification for par-  
ticipating in tenders by Cabinet Offi-  
ce(Single qualification for every mini-  
stry and agency)in the fiscal years  
2025, 2026 and 2027.

④ The Person who is not being susp-  
ended from Transactions by the requ-  
est of the Ministry of Defense

⑤ Acquire the electric certificate in  
case of using the Electronic Procure-  
ment system

<https://www.p-portal.go.jp/>

(7) Time-limit for tender 24 March 2026  
in case of by mail, 11:00 26 March 2026  
in case of by hand.

(8) Contact point for the notice: Nakajima  
Procurement Section, Accounting  
Division, Minister's Secretariat,  
Ministry of Defense, 5-1 Ichigaya

h o n m u r a c h o , S h i n j u k u - k u , T o k y o 1 6 2 -  
8 8 0 1 J a p a n . T E L 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1  
e x . 2 0 8 2 4

# 仕 様 書

件 名	トナーカートリッジ外50件(単価契約)
-----	---------------------

## I 総則

この仕様書は、防衛省市ヶ谷地区所在機関におけるトナーカートリッジ外50件(以下、トナーカートリッジ等という。)の購入について規定する。

## II 実施要領

- ・発注予定数量は別紙1のとおりとし、機関別納入場所については、別紙2のとおりとする。
- ・上記の発注者を甲、受注者を乙として次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 本調達物品が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日閣議決定)の基準を満たすものであること。  
ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
  - (2) 甲は発注書(別紙3-1~3-9)により、原則4半期に1回乙に対して発注を行う。
  - (3) 乙は発注書の記載どおり、指定された場所にトナーカートリッジ等を受注後10日以内に納入しなければならない。
  - (4) 前号の指定された場所が倉庫の場合は、倉庫への搬入及び積載を含むものとする。

## III 検査

品質及び数量について、納入時に検査を実施する。

## IV その他

- ・本調達物品については、保守契約の関係上、純正品以外での納品を禁止する。
- ・使用済トナーカートリッジ等の定期回収及び依頼による回収に応じること。
- ・その際の回収費用は、受注者側の負担とする。
- ・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ・本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。
- ・本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証(車検証)の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- ・警備の観点から、納品される物品等については、X線検査を行うことにより多少時間がかかることを了承されること。また、甲の指定する者による品質・数量等の検査を受けるものとする。
- ・仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、甲と乙の協議に基づき定めるものとする。
- ・その他細部については、支出負担行為担当官等の指示によるものとする。

## 調達品目内訳書(トナーカートリッジ外50件)

別紙1

No	品名	仕様・規格	予定数量				
			1/四	2/四	3/四	4/四	
1	トナーカートリッジ	RICOH MP NTナー ブラック C6003	117	52	0	0	169 個
2	トナーカートリッジ	RICOH MP NTナー シアン C6003	77	41	0	0	118 個
3	トナーカートリッジ	RICOH MP NTナー マゼンタ C6003	77	41	0	0	118 個
4	トナーカートリッジ	RICOH MP NTナー イエロー C6003	77	41	0	0	118 個
5	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー シアン C840H	177	66	3	3	249 個
6	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー マゼンタ C840H	177	63	3	3	246 個
7	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー イエロー C840H	177	66	3	3	249 個
8	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー ブラック C840H	187	70	3	3	263 個
9	感光体ユニット	RICOH SP ドラムユニット カラーC840	81	19	1	1	102 個
10	感光体ユニット	RICOH SP ドラムユニット ブラックC840	86	27	1	1	115 個
11	廃トナーボトル	RICOH SP 廃トナーボトル C840	66	19	1	1	87 個
12	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ シアン P C300H	40	38	15	15	108 個
13	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ マゼンタ P C300H	40	38	15	15	108 個
14	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ イエロー P C300H	40	38	15	15	108 個
15	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ ブラック P C300H	60	64	20	20	164 個
16	廃トナーボトル	IPSiO SP 廃トナーボトル C220	5	11	0	0	16 個
17	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー シアン C350H	6	10	5	5	26 個
18	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー マゼンタ C350H	6	5	5	5	21 個
19	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー イエロー C350H	6	5	5	5	21 個
20	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー ブラック C350H	6	5	5	5	21 個
21	感光体ユニット	RICOH SP ドラムユニット カラーC350	6	8	5	5	24 個
22	感光体ユニット	RICOH SP ドラムユニット ブラックC350	6	8	5	5	24 個
23	廃トナーボトル	RICOH SP 廃トナーボトル C350	6	7	5	5	23 個
24	トナーカートリッジ	RICOH Yトナー ブラック IM C6010	213	372	192	187	964 個

25	トナーカートリッジ	RICOH Yトナー イエロー IM C6010	152	300	119	116	687 個
26	トナーカートリッジ	RICOH Yトナー マゼンタ IM C6010	120	300	118	116	654 個
27	トナーカートリッジ	RICOH Yトナー シアン IM C6010	124	304	122	120	670 個
28	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナーカートリッジ シアン C310H	6	5	5	5	21 個
29	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナーカートリッジ マゼンタ C310H	6	5	5	5	21 個
30	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナーカートリッジ イエロー C310H	6	5	5	5	21 個
31	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナーカートリッジ ブラック C310H	6	5	5	5	21 個
32	廃トナーボトル	IPSiO SP 廃トナーボトル C310	6	5	5	5	21 個
33	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ シアン P C201	29	15	0	0	44 個
34	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ マゼンタ P C201	29	15	0	0	44 個
35	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ イエロー P C201	29	15	0	0	44 個
36	トナーカートリッジ	RICOH トナーカートリッジ ブラック P C201	34	20	0	0	54 個
37	廃トナーボトル	RICOH 廃トナーボトル P C201	14	10	0	0	24 個
38	トナーカートリッジ	RICOH トナー シアン IP C8500H	43	305	115	227	690 個
39	トナーカートリッジ	RICOH トナー マゼンタ IP C8500H	40	305	112	224	681 個
40	トナーカートリッジ	RICOH トナー イエロー IP C8500H	42	305	216	227	790 個
41	トナーカートリッジ	RICOH トナー ブラック IP C8500H	58	345	252	267	922 個
42	感光体ユニット	RICOH ドラムユニットカラー IP C8500	18	150	20	82	270 個
43	感光体ユニット	RICOH ドラムユニットブラック IP C8500	20	154	25	87	286 個
44	廃トナーボトル	RICOH SP 廃トナーボトル C840	15	141	14	79	249 個
45	トナーカートリッジ	RICOH トナー シアン P C375H	42	271	109	113	535 個
46	トナーカートリッジ	RICOH トナー マゼンタ P C375H	40	271	107	113	531 個
47	トナーカートリッジ	RICOH トナー イエロー P C375H	41	271	108	113	533 個
48	トナーカートリッジ	RICOH トナー ブラック P C375H	61	282	128	124	595 個
49	感光体ユニット	RICOH ドラムユニットカラー P C375	15	117	20	28	180 個

50	感光体ユニット	RICOH ドラムユニットブラック P C375	15	117	20	28	180 個
51	廃トナーボトル	RICOH 廃トナーボトル P C375	14	80	19	30	143 個

## 機関別納入場所内訳

機 関 名	納 入 場 所
本省内部部局	
うち 本省内部部局	B棟1F
うち 市ヶ谷曙橋ビル	2F、3F
統合幕僚監部	
うち 本部(市ヶ谷)	A棟14F・15F
うち 統合幕僚学校 (目黒)	学校棟3F
陸上自衛隊 中央業務支援隊	67号倉庫B1F
海上幕僚監部指揮通信情報部 指揮通信課	B棟1F電算機室前
航空自衛隊 航空中央業務隊	15号倉庫1F
情報本部	A棟地下1F、A棟13F、 C1棟1F、C2棟1F、 C3棟1F、E2棟3F
防衛監察本部	D棟6F
防衛研究所	F2棟4F
防衛装備庁	B棟1F、68号倉庫1F

※統合幕僚学校、市ヶ谷曙橋ビル以外は市ヶ谷地区である。

## トナーカートリッジ外発注書

殿

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課会計管理官

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部  
総務部総務課会計室長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

契約担当官  
陸上自衛隊中央会計隊契約科長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

発注担当官  
海上幕僚監部指揮通信情報部  
指揮通信課長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

契約担当官  
航空自衛隊航空中央業務隊会計科長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

支出負担行為担当官  
防衛省情報本部総務部長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

支出負担行為担当官  
防衛監察本部副監察監

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

支出負担行為担当官  
防衛省防衛研究所  
企画部総務課会計室長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上

## トナーカートリッジ外発注書

殿

支出負担行為担当官  
防衛装備庁  
長官官房会計官付経理室長

下記のとおり発注する。

記

( 半期分)

品件名	納入希望日	単位	数量	単価	金額
トナーカートリッジ外50件	月 日( )				
計					
消費税額					
合計					

以上